

第4章 取組の方向性と施策の基本方向

5つの取組の方向性

- (1) チーム学校の構築
- (2) 厳しい環境にある子どもたちへの支援
- (3) 地域との連携・協働
- (4) 就学前教育の充実
- (5) 生涯学び続ける環境づくり

1 取組の方向性

第3章の基本理念や基本目標を実現していくためには、家庭や地域、学校、教育行政など、教育等に携わる全ての人や組織が、それぞれの役割や責任を認識した上で、力を合わせて子どもたちを育成していくことが必要です。

このため、教育等に携わる全ての人に日常的に意識していただくための取組の方向性として、下記の5つを定めます。

(1) チーム学校の構築

社会・経済が大きく変化し、学校を取り巻く課題も多様化・複雑化している中で、本県の子どもたちの知・徳・体を向上させていくためには、

- ・学校組織が少数の管理職と多数の教職員で構成されているため、課題への対応が個々の教職員により対症療法的に行われることが多く、組織としての取組が弱いこと
- ・日々の授業や生徒指導が個々の教員に任されており、教員同士が連携した授業力の向上や生徒指導の充実に向けた取組が十分でないこと
- ・学校の課題が多様化・複雑化する中で、教員の専門性だけでは対応に限界があること
- ・学校や教員に求められる役割が増加する中で、教員の多忙化により児童生徒と向き合う時間の確保に支障が生じていること

などの学校が抱える課題の解決に向けた取組を推進していくことが必要です。

こうした課題の解決に向けた取組として、学校の組織力を高めながら、個々の教員の力量のみに頼らず、教員同士がチームを組んで主体的に学び合うことにより組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などを図るとともに、外部の専門家や地域の人材の力も活用して、学校の目標の実現や課題の解決を図る、「**チーム学校の構築**」を推進していきます。

また、県教育委員会や市町村教育委員会などの教育行政は、県全域や地域の教育の課題を踏まえ、「チーム学校の構築」をはじめとする課題解決のための対策をきちんと学校や教員に示し、効果的・効率的に対策が実施されるよう学校や教員を支援していくことが必要です。

（２）厳しい環境にある子どもたちへの支援

我が国において大きな社会問題となっている子どもの貧困は、本県においては更に深刻であり、こうしたことを背景に、多くの子どもたちが虐待や学力の未定着、不登校といった困難な状況に直面しています。

このため、就学前には保護者の子育て力の向上などを重点的に支援するとともに、就学後は学校をプラットフォームとして小学校から高等学校までの各段階に応じて切れ目のない対策を講じるなど、貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切ることを目指して、「**厳しい環境にある子どもたちへの支援**」を徹底します。

（３）地域との連携・協働

従来、子どもたちの成長を支えていた家庭や地域の教育力は、核家族化や地域コミュニティの希薄化などに伴い低下しています。

他方で、子どもたちに関わる課題は多様化・複雑化しており、特に、家庭の貧困など厳しい環境にある子どもたちへの支援については、学校にプラットフォームとしての役割が期待されているものの、学校だけでの対応には限界があります。このため、地域の方々にも子どもたちのことを知ってもらい、子どもたちも地域の方々を知っているという関係をつくりながら、地域と学校とが力を合わせて子どもたちを支え、育んでいただくことがますます求められてきています。

こうしたことから、学校と地域との連携を後押しするために、家庭・地域・学校が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる仕組みである学校支援地域本部の設置促進や活動の充実など、学校と「**地域との連携・協働**」を積極的に進めます。

（４）就学前教育の充実

子どもたちの知・徳・体の調和のとれた健全な成長のためには、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期である乳幼児期に、質の高い教育・保育を受けることが重要です。

このため、専門的で高度な知見に基づいた質の高い教育・保育の実践や、小学校以降の教育への接続を意識した取組の充実・強化など、「**就学前教育の充実**」を図ります。

（５）生涯学び続ける環境づくり

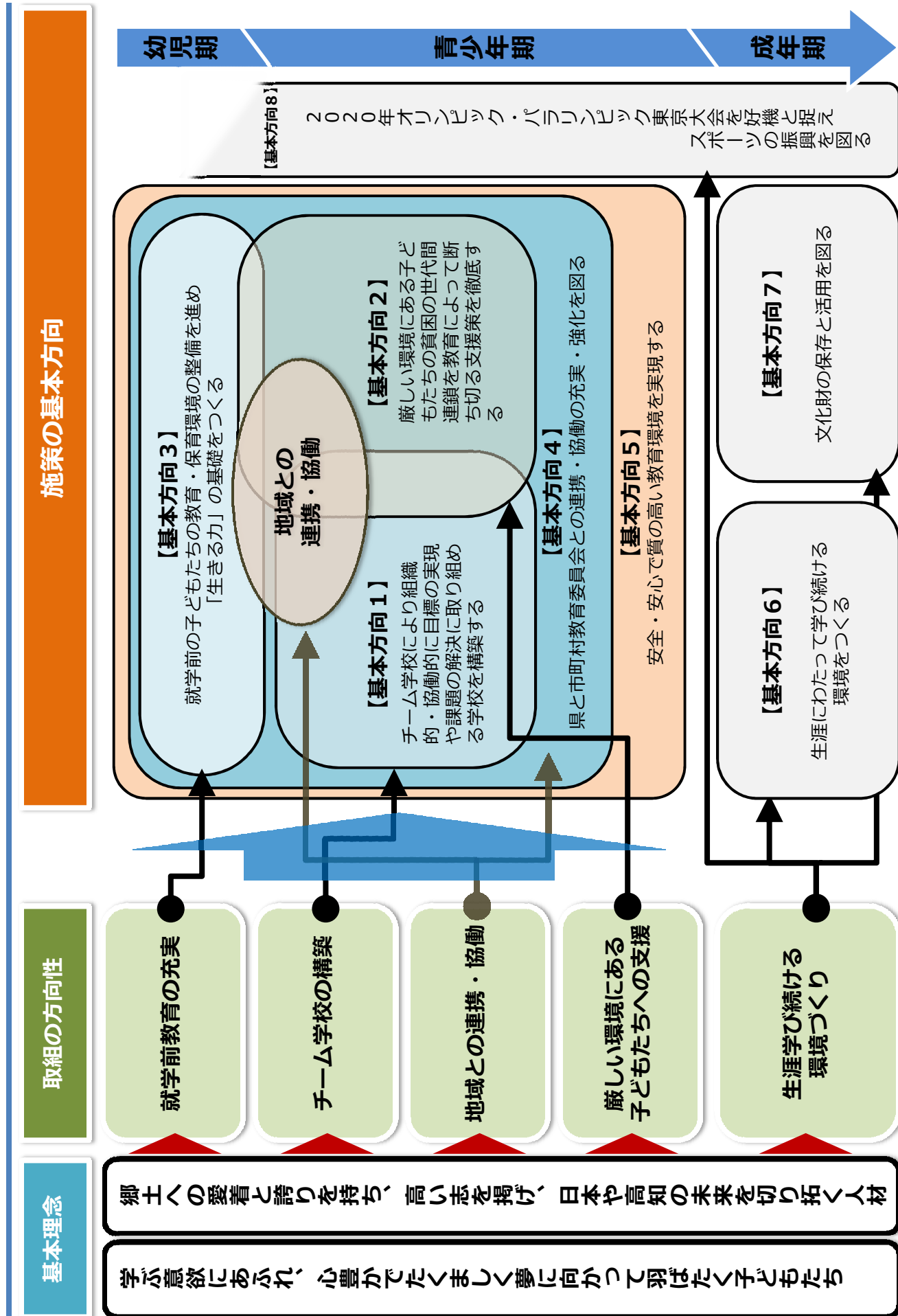
社会・経済が急速に変化していくとともに、個人の生き方も多様化している中で、県民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようにするには、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境や、スポーツ等に親しめる環境を整備していくことが重要です。また、個人の学びの成果がさまざまな場面で発揮されることで、地域や社会に好影響がもたらされます。

こうした方向に沿って、「**生涯学び続ける環境づくり**」を推進します。

この５つの取組の方向性と「２ 施策の基本方向」に掲げる８つの施策の基本方向に基づき具体的な取組を展開していきます。

５つの取組の方向性と８つの施策の基本方向との関係性は次ページの図のとおりです。

基本理念（目指すべき人間像）の実現に向けた取組の方向性・施策の基本方向【体系図】



2 施策の基本方向

基本方向 1	チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する
基本方向 2	厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する
基本方向 3	就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる
基本方向 4	県と市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化を図る
基本方向 5	安全・安心で質の高い教育環境を実現する
基本方向 6	生涯にわたって学び続ける環境をつくる
基本方向 7	文化財の保存と活用を図る
基本方向 8	2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉えスポーツの振興を図る

(1) チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する

学校が対応しなければならない課題は、複雑化・困難化している上に、子どもの貧困の問題や新たな教育課題への対応など、ますます重くなっています。

また、教員の大量退職・大量採用の時期を迎え、ベテランの教員が少なくなり、経験の浅い若手教員の比率が急激に高まっています。

これに対し、学校の現状は、

- ・課題に対する対応が、個々の教員により対症療法的に行われることが多く、組織的・体系的に行われることが少ない
- ・日々の授業や生徒指導が個々の教員に任されており、経験の浅い若手教員を学校の中で育てる仕組みづくりが十分でない
- ・課題の中には、教員の専門性だけでは対応が困難なことも増えている
- ・教員が授業以外に生徒指導、部活動など多くの業務を行っており、負担感・多忙感を感じているとともに、教員の中核的な業務である授業を改善するための授業研究や授業準備、個別指導のための時間など、子どもに向き合う時間の確保に支障が出ている

といったことが絡み合い、課題に十分な対応ができていません。

こうした現状を改善するためには、学校の組織力を高めながら、個々の教員の力量のみに頼らず、教員同士がチームを組んで主体的に学び合うことにより組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などを図るとともに、外部の専門家や地域の人材も活用して学校の目標の実現や課題の解決を図る「チーム学校」の取組を進めていくことが必要です。

こうした「チーム学校」の取組の推進にあたっては、学校と地域との連携・協働の体制を構築し、学校と地域が力を合わせて取り組んでいかなければなりません。

具体的には、

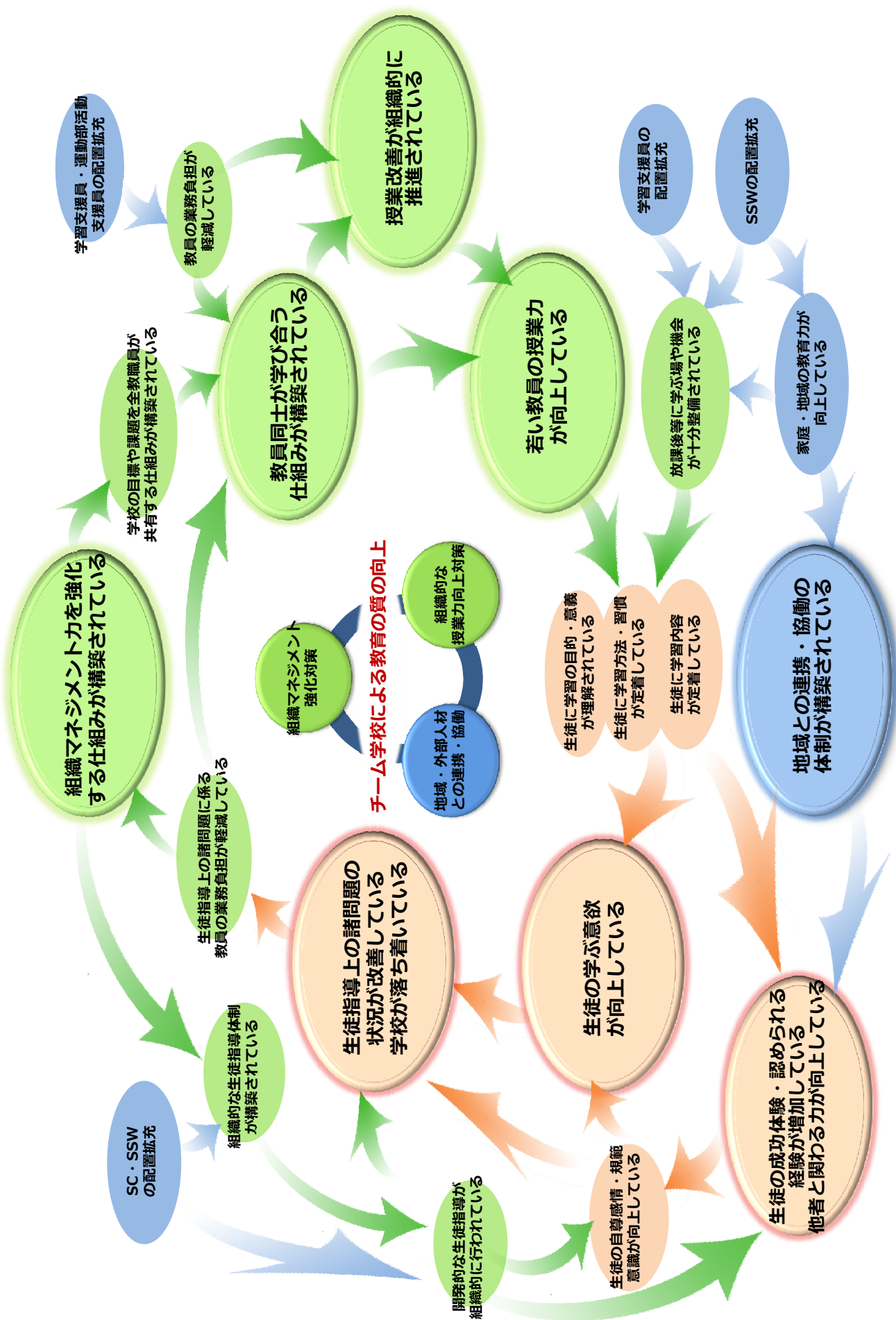
- ①学校の組織マネジメント力を強化し全教職員が学校の目標や課題を共有しながら方向性を合わせた取組を推進するために、学校経営計画の充実とその実現に向け校長がリーダーシップを発揮できる体制の整備
- ②組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などを図るための学校内の仕組みづくり（特に、急増する若手教員を育てることを重視）
- ③スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、運動部活動支援員など外部・専門人材の活用
- ④学校支援地域本部の活動などを通しての地域との連携・協働

などの取組を推進していきます。このようなチーム学校の取組を推進することで、教員がより授業に専念できる環境も整えていきます。

こうしたチーム学校の取組を県内全域で推進していくため、「**（１）チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する**」ことを施策の基本方向の1つ目とします。

このチーム学校で目指す学力向上等に向けた好循環のイメージを次ページに図で示します。

【チーム学校による学力向上等の好循環】



(2) 厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する

我が国において大きな社会問題となっている子どもの貧困は、本県においては更に深刻であり、家庭の生活の困窮や教育力の低下、地域における見守り機能の低下などを背景として、多くの子どもたちが、学力の未定着をはじめ、いじめや不登校、虐待や非行といった困難な状況に直面しています。

家庭の経済状況と子どもたちの学力との間には一定の相関関係があり、学びや就職が希望どおりにならないことなどが相まって、子どもたちの貧困の世代間連鎖が危惧される状況にあります。

家庭は教育の原点ですが、厳しい経済状況の中で、子どもに向き合う余裕のない保護者や子育てに不安や悩みを抱えている保護者がたくさんいます。

また、地域における互助・共助の意識が希薄となる中で、学校と家庭以外に子どもたちが安全・安心に過ごせる場が少なくなり、地域が家庭や子どもを見守り、支える機能の低下もみられます。

こうした厳しい環境の中でも、子どもたちの学びや能力発揮の機会は、生まれ育った家庭の経済状況などに左右されることなく等しく享受されるべきものです。

全ての子どもたちが安心して学び、夢と希望を持ち続けて育つことができるよう、就学前は保護者の子育て力の向上などを重点的に支援するとともに、就学後は学校をプラットフォームとして、小学校から高等学校までの各段階に応じて切れ目のない対策を推進していくことが必要です。

こうした対策を効果的・効率的に推進していくためには、学校と地域との連携・協働の体制を県内全域で構築し、学校と地域が力を合わせて取り組んでいかなければなりません。

具体的には、

- ①保護者の子育て力の向上を図るための支援や啓発
- ②小・中・高等学校における学習支援員等の外部人材を活用した放課後等の学習機会の充実
- ③学校支援地域本部の設置促進などの地域全体で子どもを見守る体制づくりの推進
- ④スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部・専門人材や専門機関との連携・協働による教育相談支援の充実・強化

などの取組を推進していきます。

このように、「**(2) 厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する**」ことを施策の基本方向の2つ目に掲げます。

(3) 就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、この時期に質の高い教育・保育を受けることが、子どもたちの知・徳・体の調和のとれた健全な成長にとって極めて重要です。

これに対し、県内の保育所・幼稚園等では、専門的で高度な知見に基づいた質の高い教育・保育の実践がまだ十分ではありません。また、就学前と小学校との教育内容の違いに子どもが適応できないことなどを原因として授業が成立しない状態が続くなどの、いわゆる小1プロブレ

レムも発生しています。

こうした課題に対応するため、

- ①保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った具体的な指導方法の確立と普及
- ②保育所・幼稚園等における組織力・実践力の向上に向けた組織マネジメント力の強化
- ③保育者のキャリアステージに応じた資質・指導力の向上
- ④接続期カリキュラムの策定・実践などの保幼小の円滑な接続の推進

などの取組を推進していきます。

このように、「**(3) 就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる**」ことを施策の基本方向の3つ目に掲げます。

(4) 県と市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化を図る

施策の基本方向に基づく義務教育分野などの取組を効果的・効率的に推進していくためには、高等学校や特別支援学校の教育を担い、義務教育については県内全域の教育水準の維持・向上を役割とする県教育委員会と、小・中学校の設置・運営や就学前教育・保育の体制整備を行う市町村・市町村教育委員会が方向性を合わせ、お互いに連携・協働しながら、それぞれの役割や責任をしっかりと果たしていくことが重要となります。

このため、「**(4) 県と市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化を図る**」ことを施策の基本方向の4つ目に掲げます。

(5) 安全・安心で質の高い教育環境を実現する

本県の就学前から高等学校までの教育を下支えする教育環境には、次のような課題があります。

- ①本県は、今後30年以内に70%程度という高い確率で発生することが予想されている南海トラフ地震により甚大な被害がもたらされることが懸念されており、教育分野においては子どもたちの命や学習環境を守り抜くための対策が求められています。
- ②本県では、今後、中山間地域を中心に小・中・高等学校における児童生徒数の更なる減少が進んでいくことが見込まれます。また、病弱の特別支援学校における児童生徒の教育的ニーズが多様化しています。
- ③就学前から高等学校卒業まで、一人一人の子どもの成長をしっかりと見据え、発達段階に応じて必要な力を確実に育成していくため、各校種間で学習内容の連続性を確保するとともに、生活面の円滑な接続を図ることが求められています。
- ④社会・経済の情報化が急速に進展する中で、学校には、社会に出た時に最低限必要な情報活用能力を児童生徒に身に付けさせることが求められています。また、ICTを活用して、教育活動の質的向上を図ることや、校務の効率化等により、児童生徒に向き合う時間を確保することにも取り組んでいく必要があります。

こうした課題に対応するため、

- ①南海トラフ地震等の災害に備えた学校施設等の耐震化の促進や防災教育の推進
- ②教育環境の維持・向上を図る視点に立った県立高等学校・特別支援学校の再編振興

③就学前から高等学校までの校種間の連携・協働の推進

④教員の I C T 活用能力の向上や県立学校における校務支援システムの整備など教育の情報化の推進

などの取組を推進していきます。

このように、「**(5) 安全・安心で質の高い教育環境を実現する**」ことを施策の基本方向の 5 つ目に掲げます。

(6) 生涯にわたって学び続ける環境をつくる

社会・経済が急速に変化していくとともに、個人の生き方も多様化している中で、県民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようにするには、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境を整備していくことが重要です。また、個人の学びの成果がさまざまな場面で発揮されることで、地域や社会に好影響がもたらされます。

しかしながら、近年、少子・高齢化や過疎化、核家族化等を背景として、本県の社会教育活動を支える人材や団体の基盤は弱ってきています。また、社会・経済の変化による県民の新たなニーズに対応できる多様な学びの場の充実が求められています。

こうした課題を解決するため、

①社会教育関係者の専門的な資質・能力の向上を目指した研修など時代に即した形での生涯学習の推進体制の再構築

②県と高知市が連携・協働して整備を進めている新図書館等複合施設におけるサービスの充実・強化

などの取組を推進していきます。

このように、「**(6) 生涯にわたって学び続ける環境をつくる**」ことを施策の基本方向の 6 つ目に掲げます。

(7) 文化財の保存と活用を図る

本県には、国指定重要文化財である高知城をはじめ、遍路道や土佐和紙など有形・無形の文化財が数多くあり、これらの価値を維持し、後世に伝えていくことが現代を生きる我々の使命です。

このように、「**(7) 文化財の保存と活用を図る**」ことを施策の基本方向の 7 つ目に掲げます。

(8) 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉えスポーツの振興を図る

スポーツの振興に関しては、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催決定を好機と捉え、「子どもの運動・スポーツ活動の充実」や「競技力の向上」など 5 本の柱を掲げた「スポーツ推進プロジェクト実施計画」（平成 27 年 3 月策定）に基づく施策を計画的に推進しています。

このように、「**(8) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉えスポーツの振興を図る**」ことを施策の基本方向の8つ目に掲げます。

この基本計画では、第3章で示した基本理念の実現や基本目標の達成に向けて、5つの取組の方向性と8つの施策の基本方向に基づき具体的な取組を展開していくこととし、基本方向ごとの施策や具体的な事業、これらの取組状況を点検・検証するための施策群ごとの指標を第5章に、施策ごとの具体的な事業実施計画を第6章に、それぞれ整理しました。